

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第35号

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(平成2年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定に基づく条例で定める休職の事由並びに法第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに失職の例外について」を「並びに第28条第3項及び第4項並びに第28条の2の規定に基づき、天理市職員(以下「職員」という。)の分限に関し、」に改め、第2条の次に次の1条を加える。

(降給の種類)

第2条の2 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。以下同じ。)とする。

第3条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第2項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改める。

附則に次の3項を加える。

(降給に関する経過措置)

3 天理市一般職の職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに天理市一般職の職員の給与に関する条例

附則第10項の規定による降給とする」とする。

4 第3条第2項の規定は、天理市一般職の職員の給与に関する条例附則第10項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

5 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年9月天理市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「対しては、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（天理市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 天理市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 天理市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）附則第10項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(家族の介護を行う天理市職員の休業に関する条例の一部改正)

第6条 家族の介護を行う天理市職員の休業に関する条例（平成13年3月天理市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一

部改正)

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
(平成9年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 天理市職員の定年等に関する条例(昭和58年12月天理市条例第14号)
第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)
を延長された管理監督職を占める職員

(天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年
12月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第8条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定による改正後の天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この項において「新条例」という。)は、暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第

1 項若しくは第2 項（これらの規定を同法附則第9 条第3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7 条第1 項から第4 項までの規定により採用された職員をいう。）を、新条例第2 条第3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

3 第9 条の規定による改正後の天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例第5 条、第6 条、第6 条の3 及び第15 条の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4 条第1 項若しくは第2 項、第5 条第1 項から第4 項まで、第6 条第1 項若しくは第2 項又は第7 条第1 項から第4 項までの規定により採用された職員をいう。）については、適用しない。